

# 市民税・県民税の申告 書き方ガイド

令和7年  
1月発行



## 収入がなくても、このような方は申告を！

国民健康保険（国保）に加入している / 後期高齢者医療制度を利用している /  
介護保険に加入・利用している / 児童扶養手当を受けている /  
障害に関する行政サービスを受けている /

在留カードの更新など、「所得・課税（非課税）証明書」が必要になる など

収入がない場合 3 ページ    収入がある場合 4 ページ    必要書類の確認 8 ページ

# 申告の必要はある？

スタート！  
**STAR**

令和7年1月1日現在、熊谷市に住所がありましたか？

⇒ いいえ 令和7年1月1日に住所があった市区町村にお問い合わせください。

↓ はい

## 令和6年中、収入 / 所得があった

※ 遺族年金、障害年金、失業給付などの非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください

⇒  
いいえ

**C**

※ 国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険制度、児童扶養手当、障害福祉サービスなどを利用する方や非課税証明書の発行には申告が必要です。

↓ はい

収入 / 所得の種類は次のどれですか？

### 主に給与収入

給与収入の合計額が 2,000 万円を超えている

↓ はい

**B**

給与以外に所得がある / 2か所以上から給与をもらっている

↓ いいえ

↓ いいえ

### 主に公的年金等

公的年金等 (国民年金、厚生年金などの年金) の収入の合計が 400万円を超えている

↓ はい

**B**

公的年金等以外に所得がある

↓ いいえ

↓ いいえ

### その他

営業・農業などの事業所得や、不動産所得などの「所得の合計額」が「所得控除の合計額」より大きい

↓ はい

**B**

↓ いいえ

**A**

「年末調整をしていない給与収入金額」と「給与所得、退職所得以外の所得の金額」の合計が 20 万円を超えている

年末調整は済んでいる

↓ はい

**B**

↓ はい

**B**

扶養控除や医療費控除など、各種控除を申告する

↓ はい

所得税が源泉徴収されている ※源泉徴収票を確認！

↓ はい

**B**

↓ いいえ\*

**A**

※ 住宅ローン控除により源泉所得税額が 0 円となっている場合は、確定申告が必要です。

↓ いいえ

**B**

公的年金等以外の所得金額の合計が 20 万円を超えている

↓ はい

**B**

公的年金等以外の所得は給与のみで、勤務先から熊谷市に全ての給与支払報告書が提出されている ※勤務先に確認！

↓ はい

**A**

↓ いいえ

**A**

全ての所得が給与で、かつ勤務先から熊谷市に全ての給与支払報告書が提出されている ※勤務先に確認！

↓ はい

扶養控除や医療費控除など、各種控除を申告する

↓ はい

**A**

↓ いいえ

**C**

↓ いいえ

**A**

↓ はい

**A**

↓ いいえ

**C**

※ このフローチャートは一般的な例です。収入の種類などによっては当てはまらない場合があります。

### **A** 市民税・県民税の申告が必要です

所得税が源泉徴収されていて、各種控除を申告することで所得税の還付を受ける場合は確定申告をしてください。

### **B** 確定申告が必要です

確定申告をした方は市民税・県民税申告は不要です。また、控除額が所得額より大きい場合 (納付すべき所得税が発生しない場合) など、確定申告が不要な場合もあります。

### **C** 申告は必要ありません

所得税が源泉徴収されていて、各種控除を申告することで所得税の還付を受ける場合は確定申告をしてください。



申告しておこう

## 申告しないと国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が高くなる??

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、加入者それぞれの前年中の所得に基づき算出されます。申告をすることで、保険税や保険料の負担が軽減されたり、ご自身の所得に応じた負担割合の行政サービスを受けたりすることができます。例えば、国保の医療費の自己負担額では、前年中の所得についての申告がない場合、「所得 901 万円超」とみなされます。

# 申告する収入がない方の書き方

前年中の収入がない方、非課税の収入（遺族年金、障害年金、傷病手当金や雇用保険など）のみの方は、下のように申告書を書いてください。

## 1 必須項目

住所	熊谷市宮町2丁目 47 番地 1	勤務先	
月1日現在の住所	熊谷市宮町2丁目 47 番地 1	電話番号	048-524-1111
フリガナ	クマガヤ ゼイタ	個人番号	
氏名	熊谷 税太		
生年月日	11 1 1	世帯主の氏名	

## 1 必須項目 (当てはまる方)

1	氏名	生年月日	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	所得の区分	所得額	控除額	合計
2	氏名	生年月日	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	所得の区分	所得額	控除額	合計
3	氏名	生年月日	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	所得の区分	所得額	控除額	合計
4	氏名	生年月日	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	所得の区分	所得額	控除額	合計

## 1 必須項目を記入してください

氏名、生年月日、住所、電話番号など、申告対象の方に関する情報を書きます。

※ 配偶者 / 扶養親族に関する情報など、当てはまるものがある方は必ず記入してください。

## 2 ⑫に「0」と記入してください

「2 所得金額」の合計⑫の欄に、0と記入します。

1	収入金額等		
2	所得金額		
3	所得から差し引かれる金額		
4	所得から差し引かれる金額		
5	所得から差し引かれる金額		
6	所得から差し引かれる金額		
7	所得から差し引かれる金額		
8	所得から差し引かれる金額		
9	所得から差し引かれる金額		
10	所得から差し引かれる金額		
11	所得から差し引かれる金額		
12	所得から差し引かれる金額	0	

## 3 8ページで必要な書類を確認し、同封して郵送してください

## 面倒な書類をまとめる必要はありません!

## 医療費控除、生命保険料控除など、必要はありません。

医療費控除や生命保険料控除は、所得から差し引く「所得控除」です。令和6年中の収入がない方、遺族年金や障害年金などの非課税の収入のみの方などは、所得は0です。そのため、所得から差し引くための各種控除を追加する必要はありません。このページを見て申告書を書いている方は、医療費控除や生命保険料控除に関する書類を準備する必要はありません。

カンタンだね!





# 申告する収入 / 所得がある方の書き方

**注意** 遺族年金、障害年金、雇用保険といった、非課税所得は申告する必要がありません。非課税所得以外の収入がなかった方は、3ページの書き方をご覧ください。

令和7年(2025年)度分 市民税・県民税 申告書

居住所 1月1日現在の住所	熊谷市宮町2丁目47番地1	電話番号	048-524-1111
フリガナ	クマガヤ ゼイタ	氏名	熊谷 税太
生年・月・日	11・1・1	世帯主の氏名	

  

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	収入金額等
社会保険料控除	収入金額
417 事業用社会保険料の計	407 収入金額
418 新設個人年金保険料の計	408 収入金額
419 介護医療保険料の計	409 収入金額
412 地震保険料の計	411 収入金額
413 地震損害賠償金受取控除の計	412 収入金額
2 障害者控除	所得金額
1 扶養控除	所得金額
1 扶養1	所得金額
2 扶養2	所得金額
3 扶養3	所得金額
1 扶養1	所得金額
2 扶養2	所得金額
3 扶養3	所得金額
2 配偶者控除	所得金額
2 配偶者特別控除	所得金額
1 基礎控除	所得金額
2 基礎控除	所得金額
3 基礎控除	所得金額
4 基礎控除	所得金額
5 基礎控除	所得金額
6 基礎控除	所得金額
7 基礎控除	所得金額
8 基礎控除	所得金額
9 基礎控除	所得金額
10 基礎控除	所得金額
11 基礎控除	所得金額
12 基礎控除	所得金額
13 基礎控除	所得金額
14 基礎控除	所得金額
15 基礎控除	所得金額
16 基礎控除	所得金額
17 基礎控除	所得金額
18 基礎控除	所得金額
19 基礎控除	所得金額
20 基礎控除	所得金額
21 基礎控除	所得金額
22 基礎控除	所得金額
23 基礎控除	所得金額
24 基礎控除	所得金額
25 基礎控除	所得金額
26 基礎控除	所得金額
27 基礎控除	所得金額
28 基礎控除	所得金額
29 基礎控除	所得金額
30 基礎控除	所得金額
31 基礎控除	所得金額
32 基礎控除	所得金額
33 基礎控除	所得金額
34 基礎控除	所得金額
35 基礎控除	所得金額
36 基礎控除	所得金額
37 基礎控除	所得金額
38 基礎控除	所得金額
39 基礎控除	所得金額
40 基礎控除	所得金額
41 基礎控除	所得金額
42 基礎控除	所得金額
43 基礎控除	所得金額
44 基礎控除	所得金額
45 基礎控除	所得金額
46 基礎控除	所得金額
47 基礎控除	所得金額
48 基礎控除	所得金額
49 基礎控除	所得金額
50 基礎控除	所得金額
51 基礎控除	所得金額
52 基礎控除	所得金額
53 基礎控除	所得金額
54 基礎控除	所得金額
55 基礎控除	所得金額
56 基礎控除	所得金額
57 基礎控除	所得金額
58 基礎控除	所得金額
59 基礎控除	所得金額
60 基礎控除	所得金額
61 基礎控除	所得金額
62 基礎控除	所得金額
63 基礎控除	所得金額
64 基礎控除	所得金額
65 基礎控除	所得金額
66 基礎控除	所得金額
67 基礎控除	所得金額
68 基礎控除	所得金額
69 基礎控除	所得金額
70 基礎控除	所得金額
71 基礎控除	所得金額
72 基礎控除	所得金額
73 基礎控除	所得金額
74 基礎控除	所得金額
75 基礎控除	所得金額
76 基礎控除	所得金額
77 基礎控除	所得金額
78 基礎控除	所得金額
79 基礎控除	所得金額
80 基礎控除	所得金額
81 基礎控除	所得金額
82 基礎控除	所得金額
83 基礎控除	所得金額
84 基礎控除	所得金額
85 基礎控除	所得金額
86 基礎控除	所得金額
87 基礎控除	所得金額
88 基礎控除	所得金額
89 基礎控除	所得金額
90 基礎控除	所得金額
91 基礎控除	所得金額
92 基礎控除	所得金額
93 基礎控除	所得金額
94 基礎控除	所得金額
95 基礎控除	所得金額
96 基礎控除	所得金額
97 基礎控除	所得金額
98 基礎控除	所得金額
99 基礎控除	所得金額
100 基礎控除	所得金額

**1 必須項目**

**1 必須項目を記入してください**

氏名、生年月日、住所、電話番号など、申告対象の方に関する情報を書きます。

※ 寡婦・ひとり親に関する情報、障害に関する情報、配偶者 / 扶養親族に関する情報に当てはまるものがある方は必ず記入してください。

**3**

**2**

**2 収入 / 所得について記入してください**

書き方は 5 ページ

**2**

**1 必須項目 (当てはまる方)**

**3**

**3 控除について記入してください**

書き方は 6.7 ページ

**4 該当する方は記入してください**

給与・公的年金等以外に収入がある方  
→表面 5 納税方法  
寄附をした方  
→裏面 14 寄附金に関する事項

**4**

**5 8ページで必要な書類を確認し、同封して郵送してください**



## 給与にかかる市民税・県民税は、特別徴収（給与からの差引き）されます

給与所得者の市民税・県民税は、特別徴収（給与からの差引き）にて徴収することが、地方税法で規定されています。副業や転職など令和6年中に2か所以上から給与の支払を受けた場合、副業や前職も含めた全ての給与に係る市民税・県民税を特別徴収により納めていただきます。なお、勤務先へは特別徴収税額のみ通知しています。給与収入額等を勤務先に通知することはありません。

# 収入 / 所得の記入のしかた

## 事業所得（営業、農業など） / 不動産所得

計算方法 **収入金額** - 経費 = **所得金額**

記入欄 **ア/イ/ウ** ①/②/③

※ 別途「収支内訳書」の原本を添付してください。



## 給与所得

氏名	生年月日	給与支払者	給与支払額	源泉徴収額	控除額	所得金額

「源泉徴収票」「給与明細」の支払金額を **カ** に記入してください。

※ 「源泉徴収票」「給与明細」がない方は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に、給与支払額 / 給与支払者を記入してください。



## 雑所得（年金など）

- ・ **公的年金等** 国民年金、厚生年金、企業年金、一定の外国年金等の所得

氏名	生年月日	支払者	支払金額	源泉徴収額	所得金額

「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」の支払金額の合計額を **キ** に記入してください。

- ・ **業務** 原稿料、講演料、シェアリングエコノミー、シルバー人材センターの配分金等の副収入による所得

計算方法 **収入金額** - 経費 = **所得金額**

記入欄 **ク** ⑧

- ・ **その他** 生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金等による所得（公的年金等、業務以外のもの）

計算方法 **収入金額** - 経費 = **所得金額**

記入欄 **ケ** ⑨



次ページに続きます！

No.	控除の種類	内容と書き方 ※ 添付書類は8ページ「チェックリスト」をご確認ください。
⑬	社会保険料控除	健康保険、国民年金、介護保険など、あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族（以下「あなたまたはあなたの配偶者／親族」とする）のためにあなたが支払った社会保険料を記入してください。 ※ あなたの配偶者／親族の年金から引かれているものは、あなたの控除とはなりません。
⑭	小規模企業共済等掛金控除	あなたに小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金等の支払いがあった場合には、支払額を記入してください。 ※ あなたの配偶者／親族の掛金は、あなたの控除の対象にはなりません。 ※ 「県民共済」は「生命保険料控除」に該当します。
⑮	生命保険料控除	あなたに新／旧生命保険料、新／旧個人年金保険料、介護医療保険料の支払いがあった場合には、支払額（剰余金や割戻金を引いた額）を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑮ 生命保険料控除」の当てはまる欄にそれぞれ記入してください。
⑯	地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く）を、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯の該当する欄に記入してください。
⑰・⑱	寡婦／ひとり親控除	次に当てはまる方は、控除が受けられます。該当箇所にチェックしてください。いずれも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外です。 ○ 寡婦控除対象の方 ひとり親控除の要件を満たさない方で、次のア・イのいずれかに該当する方 ア 夫と離婚した後 婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有し、昨年分の合計所得金額が 500 万円以下 イ 夫と死別した後 婚姻していないか、夫が生死不明等の方で、昨年分の合計所得金額が 500 万円以下 ○ ひとり親控除対象の方 12月31日時点で婚姻していない方または配偶者が生死不明等の方で、次のア・イのいずれにも該当する方 ア 昨年分の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（※）を有すること イ 昨年分の合計所得金額が 500 万円以下であること ※ 他の方の同一生計配偶者又は扶養親族となっていない方
⑲	勤労学生控除	あなたが学校教育法に規定する学校の学生／生徒等であり、勤労による給与所得等を有し、合計所得金額が 75 万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の金額が 10 万円以下である場合は、勤労学生控除が受けられます。

### 必須項目 & 必要書類でラクラク申告♪

「必須項目」を記入いただき、必要書類を同封していただければ、書類を参考に、職員が申告内容を補完します！

ご自身で所得や控除額の計算をお考えの方は、右記コードからご確認ください。

また、「市民税・県民税申告書作成システム」を使って、税額をシミュレーションしたり、申告書を作成したりすることもできます。





No.	控除の種類	内容と書き方 ※ 添付書類は8ページ「チェックリスト」をご確認ください。
⑳	障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるときは、氏名、同居 / 別居の別、障害の程度を記入してください。控除額は障害の程度によって異なります。
㉑ ・ ㉒	配偶者控除 / 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下のときは「配偶者控除」が、48万円を超えた場合は配偶者の合計所得金額に応じて「配偶者特別控除」が受けられます。配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー、配偶者の合計所得金額を記入してください。
㉓	扶養控除 ※16歳未満の扶養親族も含む	あなたと生計を一にする扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合、扶養親族の氏名、生年月日、マイナンバー、同居 / 別居 / 国外の別、続柄を記入してください。
㉔	雑損控除	あなたや、総所得金額等が48万円以下のあなたの配偶者 / 親族が、災害や盗難、横領によって、住宅や家財等に損害を受けたときや災害関連支出があるときは記入してください。
㉕	医療費控除	あなたまたはあなたの配偶者 / 親族のために一定の金額以上の医療費をあなたが支払った場合は、医療費控除の対象となります。「医療費控除の明細書」を作成し、「支払った医療費等」「保険金などで補填される金額」「医療費実質負担額」に転記してください。
裏面 14	寄附金に関する事項	支出した寄附金の種類に応じて、それぞれ寄附した金額を該当する欄に記入してください。
㉖/㉗、㉘注意事項		次の①～③の方を同一生計配偶者 / 扶養親族と申告していた場合、配偶者（特別）控除 / 扶養控除の対象外となる場合があります。 ①他の納税義務者の扶養親族とされている方、②合計所得金額が48万円を超える方、③事業専従者の方

気になる質問にお答えします！

**Q 医療費が10万円を超えないと医療費控除の対象にならない？**

**A** 対象になる場合があります。

次の計算により医療費控除額（最高200万円）を求めます。所得の合計額が200万円未満の場合は、医療費が10万円を超えていなくても医療費控除の適用を受けられる場合があります。ただし、3ページでご案内したように、申告する所得がない方は医療費控除を申告する必要はありません。

**所得の合計額が200万円以上の場合**

$$A \text{ 支払医療費} - B \text{ 補てん金額} - 10 \text{ 万円}$$

**所得の合計額が200万円未満の場合**

$$A \text{ 支払医療費} - B \text{ 補てん金額} - \text{所得の合計額の5\%}$$

- A 支払医療費 令和6年中に支払った医療費の総額
- B 補てん金額 生命保険や社会保険で補てんされる額



## 共通して必要な書類

申告書	氏名、生年月日、住所、電話番号などの必須項目は記入しましたか?
番号確認書類	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票の写し …いずれか1点 (扶養親族のマイナンバーも控えてください)
本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、障害者手帳など …いずれか1点

## 申告する収入がない場合

※ 医療費控除の明細書、生命保険料の控除証明書などは必要ありません。

配偶者控除 / 配偶者特別控除	添付書類なし。記入を忘れていませんか?
扶養親族	国外居住の方を扶養親族にする場合 ① 親族関係書類、② 送金関係書類 ※ 外国語で作成されている場合、その翻訳文を添付してください。 国内の場合は記入を忘れていないか確認してください。

## 申告する収入がある場合

### ○ 収入に関すること

営業等、農業、不動産	収支内訳書	<b>代行作成不可</b>	原本提出
給与、公的年金等	給与や公的年金等の源泉徴収票		
その他の収入	収入金額と必要経費が分かる資料		

### ○ 控除に関すること

社会保険料控除	支払った額が分かるもの (領収書や控除証明書など) 源泉徴収票に記載がある場合、源泉徴収票を同封すれば、それぞれの控除にかかる「支払った額が分かるもの」の同封は必要ありません。		
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
地震保険料控除			
寡婦・ひとり親控除	添付書類なし。記入を忘れていませんか?		
勤労学生控除	学生証など / 専修学校等生徒は学校が交付する証明書		
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書		
配偶者控除 / 配偶者特別控除	添付書類なし。記入を忘れていませんか?		
扶養控除	国外居住の方を扶養親族にする場合 ① 親族関係書類、② 送金関係書類 ※ 外国語で作成されている場合、その翻訳文を添付してください。 国内の場合は記入を忘れていないか確認してください。		
雑損控除	① 被害を受けた住宅等の取得年月日・床面積が分かるもの、② 災害関連支出の金額の明細が分かるもの、③ 保険金等で補てんされる金額が分かるもの、④ 被災証明書等の被害を受けたことが分かる証明書		
医療費控除	医療費控除の明細書 / 医療費通知 またはセルフメディケーション税制の明細書	<b>代行作成不可</b>	原本提出
寄附金控除	寄附金の証明書、受領証など		

## 返信用封筒に同封してお送りください

※ コピーが必要な方は、ご自身であらかじめコピーをお取りください。

ご自身の封筒をお使いになる場合は、次の住所までお送りください。

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1 熊谷市役所 市民税課 市民税係 宛

